

# 所得税額の特別控除 } を受けられる方へ 固定資産税(家屋)の減額

## 1 所得税の特別控除

### 手続き

耐震改修が完了した年の翌年に必要書類を添付して、所管の税務署で確定申告を行うことによって控除されます。

### 期間

期間が延長されました。

平成25年12月31日までに耐震改修が完了したものが対象

補助金等の交付を受けている場合は、補助金等の交付を受けた額は控除の対象になりません。

### 住宅耐震改修特別控除額

(イ) 耐震改修に要した費用 (ロ) 補助金等の交付を受けた額

(ハ) (イ) から (ロ) を差し引いた額

(ニ) 耐震改修に係る標準的な費用の額 (国土交通省告示383号(平成21年3月31日))

(ハ)・(ニ)の金額のいずれか少ない金額 × 10% = 住宅耐震改修特別控除額

(最高20万円・100円未満の端数切捨て)

耐震改修に要した費用と標準的な費用との比較が必要になりました。

### 必要書類

「住宅耐震改修証明書」「住民票の写し」「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」

「請負契約書等(改修費用の額を明らかにする書類)」

## 2 固定資産税(家屋)の減額

### 手続き

耐震改修が完了してから3ヶ月以内に必要書類を添付して、お住まいの地区の市税事務所で減額の申告を行うことによって、家屋の固定資産税が下記の期間減額されます。

### 期間

平成22年1月1日～平成24年12月31日・・・翌年から2年度間

平成25年1月1日～平成27年12月31日・・・翌年から1年度間

### 減額される範囲

延べ面積が120㎡以下の場合・・・家屋の固定資産税額が1/2に減額

延べ面積が120㎡を超える場合・・・120㎡相当分について家屋の固定資産税額が1/2に減額

### 必要書類

「耐震診断書、平面図等(耐震改修が行われたことが確認できる書類)」

「耐震改修に係る領収書」「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」

「地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書」

### 3 地震保険の割引

地震保険に加入されている場合、耐震改修後、保険料の割引（10%）が受けられる場合があります。ご加入の保険会社にお問合せになり、「住宅耐震改修証明書」の写し、あるいは、「地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書」の写しを提示し、御相談下さい。

#### - 税務署のご案内 -

川崎区・幸区にお住まいの方

川崎南税務署（JR川崎駅から徒歩14分）TEL 044-222-7531

中原区・高津区・宮前区にお住まいの方

川崎北税務署（JR武蔵溝ノ口駅から徒歩15分）TEL 044-852-3221

多摩区・麻生区にお住まいの方

川崎西税務署（小田急新百合丘駅から徒歩3分）TEL 044-965-4911

#### - 各市税事務所のご案内 -

川崎区・幸区にお住まいの方

かわさき市税事務所 資産税課 TEL 044-200-3958

中原区にお住まいの方

こすぎ市税分室 家屋担当 TEL 044-744-3243

高津区・宮前区にお住まいの方

みぞのくち市税事務所 資産税課 TEL 044-820-6567

多摩区・麻生区にお住まいの方

しんゆり市税事務所 資産税課 TEL 044-543-8973

< 問い合わせ >

川崎市役所 まちづくり局 指導部

建築監察課 建築防災担当

044 - 200 - 3017